

令和5年度における省エネルギー関係・創エネルギー関連の補助金の概要（令和4年度第二次補正予算分）

ホームページの番号	令和4年度第二次補正 1-1				
制度所管庁	経済産業省				
執行機関	一般社団法人環境共創イニシアチブ				
補助金名	令和4年度補正予算 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金			令和4年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金	
	(1) 先進事業	(2) オーダーメイド型事業	(4) エネルギー需要最適化事業	(3) 指定設備	(4) エネルギー需要最適化事業
補助申請者	国内において事業活動を営んでいる法人及び個人事業主であること ただし、大企業については、以下のいずれかの要件を満たす場合のみ補助対象事業者とする。 ・省エネ法の事業クラス分け評価制度において『Sクラス』又は『Aクラス』に該当する事業者 ・中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度（目標年度）の見込みがベンチマーク目標値を達成する事業者			国内において事業活動を営んでいる法人及び個人事業主であること ただし、大企業については、以下のいずれかの要件を満たす場合のみ補助対象事業者とする。 ・省エネ法の事業クラス分け評価制度において『Sクラス』又は『Aクラス』に該当する事業者 ・中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度（目標年度）の見込みがベンチマーク目標値を達成する事業者	
補助対象経費	設計費、設備費、工事費	設計費、設備費、工事費	設計費、設備費、工事費	設備費	設計費、設備費、工事費
対象事業	資源エネルギー庁に設置された「先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会」において決定した審査項目に則り、SIIが設置した外部審査委員会で審査・採択した先進設備・システムへ更新等する事業 申請単位において、原油換算量ベースで以下のいずれかの要件を満たす事業 ・省エネ率＋非化石割合増加率：30%以上 ・省エネ量＋非化石使用量：1,000kℓ以上 ・エネルギー消費原単位改善率：15%以上 ※エネルギー消費原単位改善率での申請は、設備更新後において、生産量が増加し、かつエネルギー使用量が増加する事業に限る。	機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備等（オーダーメイド型設備）へ更新等する事業 申請単位において、原油換算量ベースで以下のいずれかの要件を満たす事業 ・省エネ率＋非化石割合増加率：10%以上 ・省エネ量＋非化石使用量：700kℓ以上 ・エネルギー消費原単位改善率：7%以上 ※非化石転換の場合も増エネ設備は対象外	SIIに登録されたエネマネ事業者と「エネルギー管理支援サービス」を契約し、SIIに登録されたEMSを用いて、より効果的に省エネルギー化及びエネルギー需要最適化を図る事業 申請単位で、「EMSの制御効果と省エネルギー診断等による運用改善効果」により、原油換算量ベースで省エネルギー率2%以上を達成する事業	SIIがあらかじめ定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SIIが補助対象設備として登録及び公表した指定設備へ更新する事業	SIIに登録されたエネマネ事業者と「エネルギー管理支援サービス」を契約し、SIIに登録されたEMSを用いて、より効果的に省エネルギー化及びエネルギー需要最適化を図る事業 申請単位で、「EMSの制御効果と省エネルギー診断等による運用改善効果」により、原油換算量ベースで省エネルギー率2%以上を達成する事業
対象設備	SIIがホームページで先進設備・システムとして公表した補助対象設備 ・既存設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修を行い、その設備自体が省エネルギーに寄与する設備であること ・「廃棄エネルギー（蒸気・熱等）」を再利用する場合は、現在、事業所で稼働している設備・機器から廃棄しているエネルギーを再利用する設備であること 他	機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備等であって、設計図書等の納品物があるもの 具体的な想定設備は、以下のとおり ・新規設計の設備（フルオーダー品） ・類似設計の設備（カスタマイズ品） ・システム設計を伴う設備（生産設備等を組み合わせた製造ライン） ・システム設計を伴う設備（自動車装置を組み合わせた製造ライン） その他、左欄の「・」の要件を参照	SIIが補助対象設備として公表したエネルギーマネジメントシステム	SIIがあらかじめ定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SIIが補助対象設備として登録及び公表したものの（指定設備） ①高効率空調（産業・業務用エアコン）／②産業ヒートポンプ／③業務用給湯器／④高性能ボイラ／⑤高効率コージェネレーション／⑥低炭素工業炉／⑦変圧器／⑧冷凍冷蔵設備／⑨産業用モータ／⑩制御機能付きLED照明器具／⑪工作機械／⑫プラスチック加工機械／⑬プレス機械／⑭印刷機械／⑮ダイカストマシン ※上記の①～⑮に該当しない「その他SIIが認めた高性能な設備」として指定した設備も対象となる。	SIIが補助対象設備として公表したエネルギーマネジメントシステム
補助率	中小企業者等 : 2/3以内 大企業・その他 : 1/2以内	中小企業者等 : 1/2以内 ※投資回収年数7年未満の事業は1/3以内 大企業・その他 : 1/3以内 ※投資回収年数7年未満の事業は1/4以内	中小企業者等 : 1/2以内 大企業・その他 : 1/3以内	1/3以内	中小企業者等 : 1/2以内 大企業・その他 : 1/3以内
上限／下限	補助金の限度額 上限 : 15億円／年度 ※ 非化石申請時は20億円／年度 (複数年度事業における1事業当たりの上限額は30億円(非化石申請時は40億円)) 下限 : 100万円／年度	補助金の限度額 上限 : 15億円／年度 ※ 非化石申請時は20億円／年度 (複数年度事業の1事業当たりの補助金上限額は20億円(非化石申請時は30億円)) 連携事業の場合は30億円 下限 : 100万円／年度	補助金の限度額 上限 : 1億円／事業 (複数年度事業の1事業当たりの上限額は1億円) 下限 : 100万円／事業	補助金の限度額 上限 : 1億円／事業 下限 : 30万円／事業 (複数年度事業は対象外)	補助金の限度額 上限 : 1億円／事業 下限 : 100万円／事業 (複数年度事業は対象外)
公募期間	第一次公募 2023/03/27～2023/04/28 第二次公募 2023/05/26～2023/06/30			第一次公募 2023/03/27～2023/04/28 第二次公募 2023/05/26～2023/06/01	
注意事項	※1 中小企業者等とは、中小企業者、個人事業主、中小企業団体等及び会社法上の会社以外の従業員が300人以下の法人 ※2 大企業とは、会社法上の会社であり、「中小企業者」、「みなし大企業」のいずれにも該当しない法人 なお、大企業の申請要件は、次のいずれかの要件を満たす場合のみ補助対象事業者とする。 ・省エネ法の事業クラス分け評価制度において、「Sクラス」又は「Aクラス」に該当する事業者 ・中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度（目標年度）の見込みがベンチマーク目標値を達成する事業者 その他とは、みなし大企業に該当する法人（会社法上の会社以外の法人であり、かつ従業員数が300人超えの法人 【その他の申請要件】(a) (b) (d) に共通の要件 ・投資回収年数が5年以上であること ・経費当たり計画省エネルギー量が補助事業に要する経費1,000万円当たり1kℓ以上の事業であること ・トプラランナー制度対象機器を導入する場合はトプラランナー基準を満たす機器であること ・「エネルギー使用量が1,500kℓ以上の工場・事業場」と「中小企業者に該当しない会社法上の会社以外の法人（みなし大企業を含む）」は、省エネ法に基づき作成した中長期計画等に記載されている事業であること ・導入した補助対象設備の1年間のエネルギー使用量と省エネルギー効果を報告できること			※1 中小企業者等とは、中小企業者、個人事業主、中小企業団体等及び会社法上の会社以外の従業員が300人以下の法人 ※2 大企業とは、会社法上の会社であり、「中小企業者」、「みなし大企業」のいずれにも該当しない法人 なお、大企業の申請要件は、次のいずれかの要件を満たす場合のみ補助対象事業者とする。 ・省エネ法の事業クラス分け評価制度において、「Sクラス」又は「Aクラス」に該当する事業者 ・中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度（目標年度）の見込みがベンチマーク目標値を達成する事業者 その他とは、みなし大企業に該当する法人（会社法上の会社以外の法人であり、かつ従業員数が300人超えの法人 【その他の申請要件】(d) の要件 ・投資回収年数が5年以上であること ・経費当たり計画省エネルギー量が補助事業に要する経費1,000万円当たり1kℓ以上の事業であること ・トプラランナー制度対象機器を導入する場合はトプラランナー基準を満たす機器であること ・「エネルギー使用量が1,500kℓ以上の工場・事業場」と「中小企業者に該当しない会社法上の会社以外の法人（みなし大企業を含む）」は、省エネ法に基づき作成した中長期計画等に記載されている事業であること ・導入した補助対象設備の1年間のエネルギー使用量と省エネルギー効果を報告できること	

令和5年度における省エネルギー関係・創エネルギー関連の補助金の概要（令和4年度第二次補正予算分）

ホームページの番号	令和4年度第二次補正 1-2		令和4年度第二次補正 1-3	令和4年度第二次補正 1-4	
制度所管庁	環境省		環境省	経済産業省	
執行機関	一般社団法人温室効果ガス審査協会		一般財団法人環境イノベーション情報機構	給湯省エネ事業事務局	
補助金名	令和4年度補正予算 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 工場・事業場における先進的な脱炭素化取組推進事業（SHFIT事業）		令和4年度補正予算 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化のための 高機能換気設備導入・ZEB化支援事業	令和4年度補正予算 高効率給湯器導入促進による 家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金	
	C02削減計画策定支援事業	省C02型設備更新支援事業			
		標準事業	中小企業事業		
補助申請者	中小企業（個人、個人事業主を除く）／独立行政法人／地方独立行政法人（病院事業を営むものに限る）／国立大学法人、公立大学法人及び学校法人／社会福祉法人／医療法人／特別法の規定に基づき設立された協同組合等／一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人／その他環境大臣の承認を得て協会が適当と認める者／地方公共団体（上記の者と共同申請者であって、上記のいずれかの者と建物を共同所有する場合に限る。）	中小企業（個人、個人事業主を除く）／独立行政法人／地方独立行政法人（病院事業を営むものに限る）／国立大学法人、公立大学法人及び学校法人／社会福祉法人／医療法人／特別法の規定に基づき設立された協同組合等／一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人／その他環境大臣の承認を得て協会が適当と認める者／地方公共団体（上記の者と共同申請者であって、上記のいずれかの者と建物を共同所有する場合に限る。）	中小企業（個人、個人事業主を除く）／独立行政法人／地方独立行政法人（病院事業を営むものに限る）／国立大学法人、公立大学法人及び学校法人／社会福祉法人／医療法人／特別法の規定に基づき設立された協同組合等／一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人／その他環境大臣の承認を得て協会が適当と認める者／地方公共団体（上記の者と共同申請者であって、上記のいずれかの者と建物を共同所有する場合に限る。）	民間企業／個人事業主／独立行政法人／地方独立行政法人／国立大学法人、公立大学法人及び学校法人／社会福祉法人／医療法人／一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人／地方公共団体／その他大臣の承認を得て補助事業者が適当と認める者	・建築事業者（建築主の代行申請） ・販売事業者（住宅購入者の代行申請） ・施工業者（工事発注者の代行申請） ・給湯器の所有権を有するリース事業者（建築主、住宅購入者又は工事発注者の代行申請）
補助対象経費	業務費、一般管理費	本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、設備費		設備費、工事費	定額
対象事業	年間CO2排出量が50トン以上3,000t未満の日本国内の工場・事業場において、削減余地診断及びCO2削減計画の策定（標準事業向け／中小企業事業向け）を実施する事業（1事業者当たり5つの工場・事業場の支援が可能）	基準年度におけるCO2排出量が50トン以上3,000トン未満の日本国内の工場・事業場において、工場・事業場単位で年間CO2排出量を15%以上削減、または主要なシステム単位で年間CO2排出量を30%以上削減する、CO2削減計画に基づく設備更新を行う事業	令和4年度又は貯金3年間の平均値のCO2排出量が50トン以上3,000トン未満の日本国内の工場・事業場において、CO2排出量を削減する目的で既存設備やシステムシステムの更新を行う事業	以下に掲げる民間及び地方公共団体の施設に対し、全熱交換型の換気設備の導入（新設・更新・追加）及び高効率な空調設備等の更新（新築建築物・スケルトン建築物等を対象外）により、対象室内の換気量を現況換気量以上とし、導入前及び改修前の室もしくは施設単位の設備に比して、導入後及び改修後のCO2排出量を5%以上削減する設備の導入に対して補助 ・事務所等（事務所等）／ ・ホテル等（ホテル、旅館等） ・医療・福祉等（病院、老人ホーム、福祉施設、デイサービス、鍼灸・整体院等） ・物品販売業を営む店舗等（百貨店、マーケット、理美容室等） ・学校等（小学校、中学校、各種学校等） ・飲食店等（飲食店、食堂、喫茶店等） ・集会所等〔図書館等（図書館、博物館等）、体育館等（体育館、公会堂、集会場、フィットネスクラブ等）、映画館等（映画館、カラオケボックス、ボウリング場等）]	住宅に高効率給湯器を設置する事業
対象設備		エネルギー使用設備機器／燃料・エネルギー供給設備機器（低炭素燃料供給設備および受変電設備、再生可能エネルギー発電設備、コジェネレーション発電設備、太陽熱供給設備）	エネルギー使用設備機器（高効率化あるいは電化・燃料低炭素化した産業・業務用設備機器や生産設備） エネルギー供給設備機器（低炭素燃料供給および受変電設備、再生可能エネルギー発電設備、コジェネレーション発電設備、太陽熱供給設備）	・高機能換気設備（導入必須） ・空調設備（任意） ・電気設備（任意） ・測定機器（任意）	・家庭用燃料電池（エネファーム） ・電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器（ハイブリッド給湯器） ・ヒートポンプ給湯器（エコキュート）
補助率	3/4	1/3	以下の i) ii) のうちいずれか低い額を補助 i) 年間 CO2 削減量 × 法定耐用年数 × 7,700 円/t-CO2(円) ii) 補助対象経費の 1/2(円)	2/3	・家庭用燃料電池（エネファーム）・・・15万円/台 ・電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器（ハイブリッド給湯器）・・・5万円/台 ・ヒートポンプ給湯器（エコキュート）・・・5万円/台
上限／下限	補助上限 標準事業向け（事業所全体）：100万円 標準事業向け（複数システム）：100万円 標準事業向け（単一システム）：60万円 中小企業向け（機器・設備）：50万円	補助上限：1億円	補助上限：0.5億円	補助対象経費の上限：2,000万円 ✓CO2排出削減量の補助金額に対する費用対効果を求める算定式（※）から算定したCO2 1tあたりの削減コストが110,000円/t-CO2を超える場合は、110,000円/t-CO2×エネルギー起源CO2排出削減量(t-CO2)から求めた補助金額を上限とする。 ※ CO2削減コスト(円/t-CO2)=補助金額(円)÷(エネルギー起源CO2排出削減量(t-CO2/年)×耐用年数(年))	1住戸あたり、 ・戸建住宅：いずれか2台まで ・共同住宅等：いずれか1台まで
公募期間	2023/03/29～2023/05/29	2023/03/29～2023/04/28		2023/03/22～2023/04/28 第二次公募 2023/07/～	2023/03/31～2023/12/31
注意事項					

令和5年度における省エネルギー関係・創エネルギー関連の補助金の概要（令和4年度第二次補正予算分）

ホームページの番号	令和4年度第二次補正 3-1		令和4年度第二次補正 3-2	令和4年度第二次補正 3-3	令和4年度第二次補正 3-3
制度所管庁	経済産業省		経済産業省	環境省	
執行機関	一般社団法人太陽光発電協会		一般社団法人都市ガス振興センター	一般財団法人環境イノベーション情報機構	
補助金名	令和4年度補正予算 需要家主導型太陽光発電及び再生エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業費補助金		令和4年度補正予算 災害時の強靱性向上に資する 天然ガス利用設備導入支援事業費補助金 「停電対応型の天然ガス利用設備に係るもの」	令和4年度補正予算 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業	
	需要家主導型太陽光発電導入促進事業	再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業		設備等導入事業（1号事業）	計画策定事業（2号事業）
補助申請者	国内において事業活動を営んでいる一の法人	国内において事業活動を営んでいる一の法人	家庭用需要を除く全業種の事業者 (リース・エネルギーサービス等についても対象)	1 地方公共団体 2 民間企業（1と共同申請する事業者）	1 地方公共団体 2 民間企業（1と共同申請する事業者）
補助対象経費	設計費、設備購入費、土地造成費、工事費、接続費	設計費、設備購入費、土地造成費、工事費	設計費、既存設備撤去費、新規設備機器費、 新規設備設置工事費、敷地内ガス管敷設費	本工事費、付帯工事費、機械器具費、 測量及び試験費、設備費、業務費、事務費	業務費、事務費
対象事業	日本国内において、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条第4項に基づく認定を受け、電気事業法第2条第1項第5号に定める接続供給によることなく、当該太陽光発電により発電した電気を特定の需要家に長期間供給する等、本公募要領に定める要件を満たし、再生可能エネルギー電気を活用する需要家の電気の需要を満たすことを目的とした太陽光発電設備等を、需要地外に新規に取得、設置する事業 (要件の抜粋) 1 非FIT・非FIPであること 2 合計2MW以上の新設設備で、単価が23.6万円/kW未満 3 2024年2月29日までに運転開始 4 8年以上にわたり一定量以上のデンキの利用契約等を締結 他	日本国内において、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条第4項又は同法第10条第1項に基づく認定を受けて、発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等により供給する事業であって、当該再生可能エネルギーを発電する設備の一部として蓄電池を新規に取得、設置するもの (要件の抜粋) 1 再生エネ特措法に基づき、2月3日以降にFIP認定を受けていること 2 申請時点において、一般送配電事業者から系統連携申込の回答を得ていること 3 原則として2024年2月29日までに運転開始すること 4 導入する蓄電池の単価が19万円/kWh以下であること 5 電力需給ひっ迫時に、可能な限り導入する蓄電池を利用した電力供給を行うこと	1 天然ガスを主原料とするガスを燃料とした設備を導入して使用すること 2 中圧導管又は耐震性を向上させた低圧導管によるガス供給を受けること 3 系統電力の停電時に、発電又は空調を開始・継続できる設備であること 4 導入後の対象設備に、運転状況を確認するために必要な専用の計測装置を取り付けること 5 ①～③のいずれかの施設であって、災害時に地域住民に空間、情報等の提供を行うことが可能な施設に設置され、対象設備が当該施設における災害時の役割に寄与していること、 ①災害時に避難所として活用される国や地方公共団体の防災計画指定の施設 ②災害時に活動拠点として活用される国や地方公共団体の防災上中核となる施設 ③災害時に避難所等として活用される国や地方公共団体と協定を締結している（見込みを含む）施設	1 公共施設であること 2 補助対象施設は下記のいずれかであること (1) 地域防災計画の策定状況について、以下の要件を満たす施設 a～b (略) (2) 業務継続計画により災害発生時に業務を維持すべき施設（予定含む） 3 導入するすべての再生可能エネルギー設備について、①平時及び災害時において導入施設で自家消費し、②災害時に導入した施設で使用する特定のエネルギー量を確保するとともに、自立的に稼働する機能を有すること 4 補助対象設備を導入する施設が、以下のいずれかの耐震性を有する建築物であること a～d (略) 5 補助対象設備を導入する施設について、以下の全てを満たすこと a～b (略) 6 CO <sub>2</sub> 削減が図れるものであること 7 再生可能エネルギー設備等の設置や電力供給に係る関係法令・基準等を遵守すること、…… 8 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づくFIT制度又はFIP制度による売電を行わないものであること 9 国土強靱化地域計画が策定されていること	1 調査・計画を実施する施設が公共施設であること 2 事業の基礎調査、災害時に必要な電力量及び熱量の算定、事業性の検討等、事業化に向けた具体的な検討を行うものであること 3 補助事業の実施により策定される計画の実施が見込まれること 4 導入することを前提としたすべての再生可能エネルギー設備等について、以下の要件を満たす調査及び計画策定を行うこと a 平時及び災害時において、導入した施設で自家消費すること b 災害時において、導入した施設で使用する特定のエネルギー量を確保するとともに、自立的に稼働する機能を有すること 5 地域防災計画において、対象施設が既に位置づけられているか、位置づけられる予定であること 5-1 地域防災計画の策定状況について、以下の要件を満たす施設（予定含む） ※以下の要件：a-b (略) 5-2 業務継続計画により災害発生時に業務を維持すべき施設（予定を含む） 6 対象施設が以下のいずれかの耐震性を有する建築物であること a～d (略) 7 対象施設について、以下の全てを満たすこと a～b (略) 8 調査・計画後の設備導入により、CO <sub>2</sub> 排出削減に係るものであること 9 事業期間が単年であること 10 国土強靱化地域計画が策定されていること
対象設備	補助対象事業の用に供するために、需要地外において新規に取得し、設置され、専ら系統に接続供給する太陽光発電設備及び当該太陽光発電設備に併設される蓄電池	補助対象事業の用に供するために、新規に取得し、設置され、FIP認定設備の一部として設置される蓄電池関連設備 ①蓄電池部（リチウムイオン、ナトリウム硫黄等） ②蓄電池部制御部分（BMS等） ③電力変換装置（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等） ④蓄電システム制御装置（計測・表示装置等、蓄電システムの付属設備であり、必要不可欠なもの） ⑤付帯設備（空調設備、筐体、分電盤等） 他	停電対応型CGS（機器本体メーカー付属品等含む）／ 停電対応型GHP（冷媒配管、室内機等を含む）／ 熱交換器、煙道、煙突、安全装置、省エネ計測装置、ガスブースタ又はガスコンプレッサ、脱硝装置、基礎工事／ 各種配管及び配線（配管に付属するポンプ類を含む）	①レジリエンス強化に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備及びコージェネレーションシステム ②蓄電池（据置（定置）型） ③省エネルギー設備（高効率空調設備、高機能換気設備、高効率照明設備、高効率給湯設備、エネルギーマネジメントシステム、断熱材等、変圧器、省エネ型浄化槽） ④上記に付帯する設備（車載型蓄電池、充放電設備、充電設備、配管等、自営線）	
補助率	【自治体連携型】 2/3以内 次の①又は②に該当するもの ①補助対象事業者（地方公共団体及び地方公営企業を除く）が、地方公共団体が所有する土地に補助対象設備を設置して補助事業を実施する場合 ②地方公共団体が過半を出資する補助対象事業者又は地方公共団体及び地方公営企業が、当該地方公共団体内に需要地を有する者を需要家として補助事業者として補助事業を実施する場合 【自治体連携型以外】 1/2以内 【蓄電池に係る経費】 1/3以内	●1/3以内 ただし、以下の①又は②に該当する場合には1/2以内 ①法第9条第4項に基づきFIP認定を取得し、新規に再生エネ発電設備を導入する場合であって、発電する全量を地域新電力に供給する場合 ②地域新電力とFIT特定即供給契約を締結している発電設備について、法第10条第1項に基づき、FIP制度に変更した上で、変更前と同程度の電力量の供給契約を当該地域新電力と契約する場合	①政府想定地震エリア及び政令指定都市等の大都市等のうち、中圧導管でガスの供給を受けている施設 ： 1/2以内 ②上記以外の中圧ガス導管又は低圧ガス導管でガスの供給を受けている施設 ： 1/3以内	①市区町村等（指定都市を除き、特別区を含む）であって太陽光発電設備以外の再生可能エネルギー設備又は未利用エネルギー活用設備の導入事業の場合、 又は離島の場合 2/3 ②市区町村等であって、太陽光発電設備又はコージェネレーションシステムの導入事業の場合 1/2 ③都道府県・指定都市の場合 1/3	1/2
上限／下限	—	—	1 中圧ガス導管による供給 停電対応型CGS ①地域 3.6億円／② 2.4億円 停電対応型GHP ①地域 1.0億円／②地域 6.6億円 2 低圧ガス導管による供給 停電対応型CGS ①②地域 0.6億円 停電対応型GHP ①②の地域 0.66億円	<上限> ・再生エネ発電設備 15万円/t-CO2 ・再生エネ熱利用設備、未利用熱エネルギー利用設備又はコージェネレーション 25万円/t-CO2	<上限> 補助金額が500万円を超える場合は500万円とする。
公募期間	2023/02/03～2023/03/24	2023/02/03～2023/03/31	2023/03/09～2023/03/31	2023/03/30～2023/04/27	
注意事項	第二次公募 2023/04/03～2023/05/26	第二次公募 2023/04/10～2023/06/02 第三次公募 2023/06/06～2023/07/14	第二次公募 2023/05/09～2023/06/02	二次公募 2023/06/13～2023/07/15	
	【対象とする施設等の内容】 補助金の交付の申請者が所有する施設等であって、避難施設等であることが地域防災計画等又は業務継続計画により定められ、かつそれらに必要な耐震性を有する施設等とする。（補助対象設備を導入できるエリアは地域防災計画等で定める災害時の役割が確認できるエリア（動線部分やトイレなどを含む。）に限る。 ■広域防災拠点（広域的で甚大な災害が発生した際に、国、都道府県、市町村、地区レベルで連携・連動し、圏域全体として広域的な災害対策活動を行う際の拠点であり、災害対策活動の構築が図られている施設 ■防災拠点（災害応急活動施設等）＜①庁舎・行政機関施設、②警察本部・警察署等、③消防本部・消防署等、④医療機関・診療施設、⑤物資拠点（集積・搬送等）・防災倉庫＞ ■避難施設（避難所・収容施設等）＜①県民会館・市民会館・公民館、②学校等文教施設、③体育館等スポーツ施設、④博物館等の社会教育施設、⑤社会福祉施設、⑥公園・防災公園、⑦観光交流施設（道の駅等）＞ ■業務継続計画に位置付けている施設（本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定＜①代替庁舎、②分庁舎＞、電気、水、食料等の確保＜①水道施設、②給食センター＞、非常時優先業務の整理＜①医療施設、②火葬場、③入浴施設、④廃棄物処理場、⑤福祉施設、⑥保健センター、⑦文化施設＞				

令和5年度における省エネルギー関係・創エネルギー関連の補助金の概要（令和4年度第二次補正予算分）

ホームページの番号	令和4年度第二次補正 3-4
制度所管庁	環境省
執行機関	一般財団法人環境イノベーション情報機構
補助金名	令和4年度補正予算二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 ストレージバリエティの達成に向けた 太陽光発電設備等の価格低減事業
補助申請者	①民間企業（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、信用金庫、 相互会社、有限会社） ②個人事業主／③独立行政法人／④地方独立行政法人 ⑤国立大学法人、公立大学法人および学校法人 ⑥社会福祉法人／⑦医療法人 ⑧特別法の規定に基づき設立された協同組合等 ⑨一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 ⑩その他環境大臣の承認を得て機構が適当と認める者
補助対象経費	本工事費、付帯工事費、機械器具費、 測量及び試験費、設備費、業務費、事務費
対象事業	1 自家消費型の太陽光発電設備の導入を行う事業であること。戸建て住宅を除き、導入する太陽光発電設備の「太陽電池出力」が10kW以上であること。 2 定置用蓄電池または車載型蓄電池（充放電設備を含む）の導入を行う事業であること。戸建て住宅を除き、導入する蓄電池の「定格容量」が4,800Ah・セル以上であること。 3 平時において導入する太陽光発電設備による発電量を導入場所の敷地内（オンサイト）で自家消費すること（ただし、戸建て住宅は50%以上）。 4 戸建て住宅を除き、太陽光発電設備による発電量を系統に逆潮流しないものであること。戸建て住宅を含め、FIT又はFIP制度の認定をしないこと。 5 接続供給（自己移送）を行わないものであること。 6 停電時にも必要な電力を供給できる機能を有する太陽光発電設備等を導入すること。 7 「オンサイトPPAモデル」または「リースモデル」の場合、補助対象設備の法定耐用年数が経過するまでに、需要家など（共同事業者）とPPA事業者またはリース事業者との契約で、補助金額の5分の4以上がサービス料金、リース料金の低減等により需要家など（共同事業者）に還元、控除されるものであること。 8 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。他
対象設備	・太陽光発電設備 ・定置用蓄電池（業務・産業用） ・定置用蓄電池（家庭用） ・車載型蓄電池 ・充放電設備
補助率	・太陽光発電設備：定額（4万円/kW、オンサイトPPAモデル／リースモデルは5万円/kW（戸建て住宅に限り7万円/kW） ・定置用蓄電池（業務・産業用）：定額（5.3万円/kWh） ・定置用蓄電池（家庭用）：定額（4.7万円/kWh） ・車載型蓄電池：定額（蓄電容量（kWh）の2分の1に4万円を乗じて得た額） ・充放電設備：1/2及び設置工事費（業務・産業用95万円／基、家庭用40万円／基）を合算した額
上限／下限	・定置用蓄電池（業務・産業用、家庭用）：補助対象経費の1/3が上限 ・車載型蓄電池：最新のCEV補助金の「銘柄ごとの補助金交付額」が上限 ・充放電設備：最新のCEV補助金の「銘柄ごとの補助金交付額」が上限
公募期間	2023/03/31～2023/04/28 第二次公募 2023/05/15～2023/06/30
注意事項	